

1 核兵器使用禁止国際条約（案）討議案

1976年8月1日

第22回原水爆禁止世界大会で発表

共同提案者（順不動）

京都大学名誉教授（国際法）	田畠茂二郎
明治大学教授（国際法）	宮崎 繁樹
東京大学教授（国際法）	寺沢 一
立命館大学教授（国際法）	山手 治之
名古屋大学教授（国際法）	松井 芳郎
関西大学助教授（国際法）	藤田 久一
国際民主法律家協会副会長	
ドイツ・フンボルト大学名誉法学博士	
	平野義太郎

本契約の加盟国は、

核兵器完全禁止が、世界平和と全般的軍縮への道を切り開くことを確信し、

また、人類が平和に生きる権利を保障されるためには、すべての核保有国が一切の核兵器を廃絶することによって、必ず合意に達せねばならないと確信し、

生物・毒素兵器完全禁止条約（細菌学的〔生物学的〕兵器及び毒素兵器の開発・生産及び貯蔵の禁止並びにこれらの兵器の廃絶に関する条約）が発効したことの重要性を認識し、

この国際条約の原則と目的を遵守することを再認識した上で、今こそ、すべての国が、あらゆる型の核兵器の使用禁止および核脅迫禁止の最大の緊急性に応えて立ちあがるべきであると考え、

国連憲章の目的実現に貢献することを望み、

ただ2発の小型原子爆弾が広島と長崎で使用された結果、この2つの中規模都市に、完全なみな殺しと破壊がもたらされたばかりでなく、その性質において無差別的であり、不必要的苦痛を引き起し、さらに今や、被爆者の二世までもその苦しみにまきこみ、年毎に苦しむ人びとが増加している事実、そしてまた、もし現在の状態のもとで使われたならば、はなはだしく残酷な苦痛の中で数十億の人びとが絶滅するというさし迫った危険について明らかに認識し、

また、さらに、人道のあらゆる規範からみても、また成文化された国際法のさ

まざまな原理、目的、法規に照し、とりわけ、1907年のヘーゲル条約の前文（マルテンス氏によって樹立された）、1925年の毒ガスなどの使用禁止ジュネーブ議定書、1948年の国連ジェノサイド条約、1966年の国際人権規約の民族自決権、生存権などに照して、核兵器使用が、疑いもなく重大な犯罪であるということを認識し、

1961年、国連はすでにその総会において、核兵器使用禁止決議をおこなっていることを想起し、

文明の繁栄をともなった人類の生存の保障されるよう、断じて、3度、地上においてあのような大量破壊兵器を用いてはならないと決意し、

このような核兵器の使用こそは、人類の良心にそむくものであることにかんがみ、あらゆる努力を傾倒して、一切の危険をとりのぞくべきであると確信するので、

以下のとおり合意した。

第1条 本条約の加盟国は、核兵器の使用は、いかなる状況下においても、人類に対する犯罪であるとともに、国連憲章に反し、国際法の原則と規定に反するものであることを宣言し、これを禁止する。

第2条 本契約の加盟国は、核兵器の使用とそれによる威嚇を許さないため、世界の人民および各国とともにあらゆる協力をおこなう責任を負うものとする。

第3条 本契約は、核兵器の使用、実験、製造、貯蔵を禁止する国際条約の発効に伴って、また一切の核保有国の兵器庫から、核兵器が完全に廃棄された時点においてその効力を失うものとする。

第4条

1 本条約は、 年 月 日まで、すべての国の調印に付す。

2 本条約は批准に付される。

批准書は、国連事務総長に寄託する。

3 本条約は、すべての国が、加入することができる。加入書は、国連事務総長に寄託する。

第5条

1 本条約は (要検討) の批准書あるいは加入書が、国連事務総長の下に寄託された日より、30日目に効力を発する。

2 の批准書あるいは加入書が寄託された後、本条約を批准、あるいはそれに加入する国においては、本条約は、批准書あるいは加入書をその国が寄託した日より、30日目に効力を発する。

第6条 本条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、アラビア語をひとしく正文とし、国連事務総長は、本条約を批准、あるいはそれに加入しつつある国連加盟国に対して、その認証謄本を送付する。

第7条 本条約は、その効力を発する日に、国連事務総長によって正式に登録される。